

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 六六三

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 六六四

岐阜県公益認定等審議会規則

(法務・情報公開課) 六六四

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税務課) 六六五

道路の区域変更

(道路維持課) 六六五

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 六六六

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 六六六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 六六六

恵那都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 六六七

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。
第三条の表教育長の項に次の一号を加える。

八十五 教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号の公益法人をいう)、特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)及び移行法人(同法第二百二十三条第一項に規定する移行法人をいう。)に関する事(特例民法法人に関する事)にあつては、同法第四十七条に規定する行政庁が行うものに限る。)

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表中

	<p>岐阜県公益認定等審議会</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人等に関する法律（平成十八年法十九号）及び一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五の規定によりその権限に属させる事項に関する事務</p>
--	--------------------	--

の認定
律第四
一般財
団法人
する法
等に関
十号）
られた

を

法務・情報公開課及び公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十条第三号の公益法人をいう。）又は移行法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

岐阜県公益認定等審議会

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に属させられた事項に関する事務

定 社 び 定 限 備 関 社 び 定

に改める。

等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百二十三条第一項に規定する移行法人をいう。）の事業の目的に関連する事務を所掌する本庁の課

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県公益認定等審議会規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県公益認定等審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公益認定等審議会条例（平成二十年岐阜県条例第四号）第十一条の規定により、岐阜県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第二条 各課（岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）第二章第一節の規定により置かれる課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第一条に規定する課をいう。以下同じ。）の分掌事務は、次の表のとおりとする。

法務・情報公開課	<p>1 各課の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益法人認定法」という。）第一条第三号の公益法人をいう。以下同じ。）に係る公益法人認定法第二十七条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関する事項。</p> <p>2 各課の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする移行法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第二百三十三条第一項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）に係る整備法第二百二十八条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関する事項。</p>
法務・情報公開課	<p>1 法務・情報公開課の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人に係る公益法人認定法第二十七条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関する事項。</p> <p>2 法務・情報公開課の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする移行法人に係る公益法人認定法第二十七条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関する事項。</p>

的とする移行法人に係る整備法第二百二十八条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関する事項。
3 前二号に掲げるもののほか、審議会に関する事項。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社島田洋行	島 田 收	大垣市宮町二丁目四番地	平成二〇・六・三〇

岐阜県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	下丸山線	下呂市馬瀬惣島字がらんど六一九番の一地先から同市同字三ツ又瀨五二四番の一地先まで	前 A	四〇 九〇	五七六〇	A、B及びCに係る図面に表示する敷地の区分をいづ
		同市同字見座垣内一七〇七番の一地先まで	後 B	二〇 二六・五	三五九〇	
		下呂市馬瀬惣島字がらんど六一九番の一地先から同市同字三ツ又瀨五二四番の一地先まで	後 A	四〇 九〇	五七六〇	
		同市同字三ツ又瀨五二四番の一地先まで	後 C B	二七 二七・六	五五三〇	

岐阜県告示第六百一号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十年九月一日から適用する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一中「奥濃飛白山観光株式会社(郡上総合庁舎内)」を削る。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十月七日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年九月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

中央三井信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字系貫川通一〇〇番一 外

四 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場A 午前九時三〇分から翌午前二時三〇分まで

(年間六〇日は午前八時三〇分から翌午前二時三〇分まで)

(変更後) 駐車場A 午前八時から翌午前二時三〇分まで

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。
なお、その意見書は平成二十年十月七日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ショッピングセンターひらおか

加茂郡八百津町八百津四二五〇番の一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十月七日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロ―養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十月七日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

多治見駅前ビル

多治見市本町二丁目二番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

恵那都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

恵那都市計画道路

三・五・四号 羽根平学頭線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

四 岐阜県都市建設部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課
縦覧期間

平成二十年十月七日から

同 年十月二十一日まで

五 注意事項

意見書には、指名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に大して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成二十年十月七日印刷
平成二十年十月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））